滑川市農業委員会総会議事録

１．　会議の日時　　令和５年８月４日（金）午後３時から

２．　会議の場所　　市役所本館３階大会議室

３．　会議に付した議案等

議案第 17 号　　農地法第３条の規定による許可申請に関する件
申請人　　●●●●　外２件

議案第 18 号　　農地法第５条の規定による許可申請に関する件
申請人　　●●●●

議案第 19 号　　農用地利用集積計画の策定について
申請人　　滑川市長　水野　達夫

・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について
・農作業標準料金について
・農地パトロールについて

４．　委員の出欠
（出席農業委員・８名）
松井　滋樹、澤田　博行、中屋　作之、石原　忠則、江下　博、高橋　美彦、
新村　剛、杉本　久美子
（出席推進委員・８名）
黒田　敏弘、石黒　明、岩田　秀雄、浦田　弘、荒舘　正治、滝川　裕子、
開田　豊一、伊藤　久義
（欠席委員・０名）

５．　事務局（３名）
石井事務局長　村田主任　大竹主任

６．会議の要旨
午後３時 00 分　　開会

会　　長　　それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、中屋　作之委員、石原　忠則委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第 17 号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 17 号１番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、田です。
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、これまで譲渡人が譲受人に維持管理を依頼し管理されてきましたが、譲受人が自身の所有として申請地を取得する思いを持っておられました。この度、令和５年４月施行の農地法の改正により、農地を取得する際の下限面積を５反以上としていた要件が撤廃されたことに伴い、譲受人が申請地を取得可能になったものです。許可後は、これまで同様農地として維持管理していく予定としています。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　譲受人につきましては、議案にも書いてある通り経営面積はありませんが、実家の田んぼを十数年奥さんと二人でやっておられることもあり、今回の案件は特に問題ないと思います。

推進委員　　●●●●委員の言う通りで、特に問題ないと思います。維持管理していただければいいと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会　　長　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 17 号２番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●　外１筆、畑と田です。
申請地は、●●●●に１筆挟んで面する農地です。
申請地は、これまで休耕地となっていましたが、この度、●●●●に居

住している譲受人が、庭付きの中古住宅を求めていたところ、申請地に隣接する譲渡人が所有する中古空き家住宅を取得されたことに伴い、隣接する申請地をハーブや春菊、ミニトマト等の家庭菜園として取得し、畑に復元して活用していく予定としています。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日●●●●委員と現地確認してきました。居住する場所の真裏にあり、水稲には向かない場所だと思います。家庭菜園をするということで特に問題ないと思います。

推進委員　　●●●●委員と現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会　　長　　次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理　　では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第 17 号３番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、田です。
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、極細の不整形地で休耕しており、現在隣接地に譲受人の住居が建設中です。この度、まもなく譲受人の住居が完成することに伴い、住居の庭スペースの一部と今回申請地を一体的に家庭菜園とすることを計画し、今回申請地を農地として取得することとしたものです。

職務代理　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　地図の申請者住居と書いてある所には既に住居が建っています。申請地と隣接する田んぼとの間には細い水路があり、区別されています。家庭菜園をされるということで特に問題ないと思います。

推進委員　　現地確認してきました。今ほど説明のあった通りで、宅地並びに家庭菜園を予定されている土地の周りは用排水路の完備が完了しておりますので異常ないと思います。異論ございません。

職務代理　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

推進委員　　農地法３条全体に関する質問だが、田んぼを所有している人でなくても、家庭菜園や維持管理していくとして、譲り受けも可能になったが、そうすると海外の人も所有が可能になるのか。

事 務 局　　農地法の規定に基づきますと、農地を取得する際の要件として、国籍要件は含まれていないため、海外の方も取得可能となっていますが、今ほど国の通知により、外国人による制限のないような農地の取得が目立ってきているので、今後、３条の許可申請をする際には、国籍も記入するようにと通達が来ていますので、近いうちに改正があるものと思われます。

推進委員　　日本国籍であれば、都会に住んでいても滑川市の農地が取得できるということか。

事 務 局　　ただし、農地法３条の規定の中には耕作要件がありまして、取得する農地をすべて自分で耕作するのかという点でも確認することになりますので、例えば首都圏に住んでいる人が農地を取得するという申請があっても、現実的に滑川に通って耕作する見込みがなければ、農業委員会で許可しないということも考えられます。

推進委員　　今回、１番の案件で維持管理するということで許可したので、質問した。

事 務 局　　１番の案件の譲受人は、滑川市内の譲り受けた農地の近くにお住まいの方で、申請地については、これまでも維持管理されてきたところで、自分の所有にされて今後も維持管理されるということで特段問題ないと考えています。

推進委員　　（滑川市と）全く関係のない人が維持管理すると言ったら、それは許可できないということでよいか。

事 務 局　　耕作要件を満たしていないと判断すれば、許可しないということも考えられます。

職務代理　　ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

では、進行を会長へお返しします。

会　　長　　続きまして、議案第18号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第18号１番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第１種住居地域）の農地であることから、第３種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人夫婦は現在●●●●に居住していますが、●●●●も考え、●●●●して住居を構え、●●●●がある滑川市内で、かつ運転免許証を返上した場合の公共交通機関の利用を考え、●●●●駅から徒歩５分圏内で候補地を探していたところ、今回申請地が関係者の同意を得られ、価格面・生活面から適地であると判断し、申請されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、集水桝に集約し、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　先日、現地確認してきました。周りは住宅化しており、特に問題ないと思います。

推進委員　　先日、●●●●委員と現地確認してきました。申請地は雑草が生い茂っていました。農地としては生かせない場所と思われ、周りも住宅化しており、特に問題ないと思います。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会　　長　　続きまして、議案第19号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　５ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第５条第１項の規定に基づき、改正前の同法18条第１項の規定により、６ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
７ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手１件、借り手１件で、面積合計は1,714㎡で、前回からの更新になります。詳細は８ページに記載のとおりで、●●●●が所有する農地４筆を●●●●に貸し付けて、●●●●が耕作する権利を有するための公告を行うための議案となります。この利用権の契約については市の農業公社で相対契約書を作成し、契約の案件があれば月ごとに取りまとめ、市農業委員会に提出があるものです。通常であれば水稲の閑散期である11月～翌３月に開催する総会で多くの件数をご審議いただき、４月～10月頃までは件数はあまりありません。

会　　長　　この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他
・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について
・農作業標準料金について
・農地パトロールについて

会　　長　　これで、審議は終了しました。

午後３時45分　閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和　　年　　月　　日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員